

社会福祉法人 白女林

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、役員報酬について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、法人の職務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員には、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 常勤役員については、月額840,000円を限度に支給する。
- (2) 非常勤役員については、勤務状態に即して、月額100,000円を限度に支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員に対する報酬の支給時期は、毎月末日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）とする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則 この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 13 年 3 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。